（様式５）

最終更新日：令和8年6月23日

公益財団法人全日本剣道連盟　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当連盟の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。https://www.kendo.or.jp

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（1）組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	【審査基準（1）について】 全日本剣道連盟（以下「全剣連」）は、今後５年間の運営に関する基本方針として、令和７年度に「全日本剣道連盟《第２次基本計画》次世代への継承に向けて２」（以下「中期計画」）を策定した。 【審査基準（2）について】 中期計画は、全剣連ホームページ及び広報誌「剣窓」で広く一般に公開している。 【審査基準（3）について】 中期計画は、全剣連としての理念、責務を確認するとともに、剣道普及や組織基盤に関する現状を分析し、それらを踏まえた普及等の推進や組織基盤強化に関する基本方針を示している。同時に、各専門委員会はそれぞれの専門分野の中長期計画を作成した。作成に当たっては、前述のとおり役職員のみならずすべての専門委員会も積極的に参画し、理事会承認を経て評議員会でも報告している。	1.全日本剣道連盟《第２次基本計画》 2.普及委員会（中期計画） 3.学校教育部会（中期計画） 4.女子委員会（中期計画） 5.指導委員会（中期計画） 6.強化委員会（中期計画） 7.試合・審判委員会（中期計画） 8.社会体育指導員委員会（中期計画） 9.国際委員会（中期計画） 10.医・科学委員会（中期計画） 11.アンチ・ドーピング委員会（中期計画） 12.居合道委員会（中期計画） 13.杖道委員会（中期計画） 14.広報委員会（中期計画） 15.アスリート委員会（中期計画）
2	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（2）組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	【審査基準（1）について】 人材育成については、上記中期計画で、基本的考え方や今後の計画を示している。基本方針としては、モチベーション向上施策への取組み、ITリテラシーの向上、職員のマルチ能力化、マーケティング担当者の育成、外国語コミュケーション能力向上などを計画で示している。 【審査基準（2）について】 中期計画は、全剣連ホームページ及び広報誌「剣窓」で広く一般に公開している。 【審査基準（3）について】 作成に当たっては、役職員が積極的に参画し、理事会承認を経て評議員会でも報告している。 令和８年４月時点では、組織運営に関する人材は充足している。但し、今後の人材の採用及び育成方針の指標とするため更なる詳細な『全剣連事務局人材マップ』を作成し、毎年更新している。	16.全剣連事務局人材マップ
3	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（3）財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	【審査基準（1）について】 財務については、中期計画の中で令和８年度から始まる「全剣連５か年収支計画２」を策定した。全剣連では経費節減等を実施し、改善を図っており、その結果として、コロナウイルス感染症拡大の影響があったものの、令和６年度には、通常の事業運営では収支均衡ができる体制となった。しかしながら、令和６年度になって全剣連は、第１回アジア・オセアニア剣道選手権大会（令和８年度）、第２０回世界剣道選手権大会（令和９年度）を主催することとなり、計画以上に大きな資金が必要となった。このため「特定費用準備資金」を新設し、アジア・オセアニア大会、世界大会及び普及の拡充等の将来に備えることとした。この結果、令和１０年度までは総合収支で黒字が確保できるようになったものの、令和１１年度以降は大幅な赤字が予測されており、更なる対策の検討が必要な状況である。 【審査基準（2）について】 中期計画は、全剣連ホームページ及び広報誌「剣窓」で広く一般に公開している。 【審査基準（3）について】 作成に当たっては、役職員が積極的に参画し、理事会承認を経て評議員会でも報告している。 なお、毎年『収支総括表』を作成し、理事会等で報告している。収支計画に大きな差異が生じた場合には理事会に承認を経て補正予算を立案している。	17.全剣連５カ年収支計画２ 18.特定費用準備資金等取扱規程

（様式５）　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
4	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	【審査基準（1）（2）について】 外部理事割合25％及び女性理事割合40％を目標とするが、現状、外部理事の割合が32.5％（40名中13名）、女性理事の割合が30.0％（40名中12名）である。 令和３年度の改選期においては、女性理事割合が9％（33名中3名）であったため、女性理事増員策を策定した。 現行の「評議員及び役員選任規則」では、理事40名の内訳が、地域区分21名、組織区分5名、その他（会長推薦）14名となっており、地域及び組織の協力が得られなければ、達成が困難なため、地域及び組織を含めた女性理事増員案を作成した。 具体的には、 令和５年度改選期23％（39名中９名） 令和７年度改選期30％（40名中12名） 令和９年度改選期40％（40名中16名） としており、令和８年度時点では、予定通り30％を達成している。	19.令和８年度役員名簿 20.評議員及び役員選任規則
5	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	【審査基準（1）（2）について】 全剣連では、外部評議員及び女性評議員の割合を、おのおの10％としている。令和６年度の改選により、外部評議員の割合が10％（60名中6名）、女性評議員の割合が10％（60名中6名）であり、令和８年度時点では、目標を達成している。	21.令和８年度評議員名簿
6	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（1）組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	審査基準（1）（2）について】 『アスリート委員会規程』を制定（令和２年１０月１２日）済み。委員会は、役員改選期に当たる令和３年６月からスタートした。 アスリート委員会は、アスリート委員会規程第８条により年１回以上開催すると規定されている。 アスリート委員会委員のうち、現役選手は、全日本剣道選手権、全日本女子剣道選手権の上位入賞者又は世界大会の強化選手から選考する等、アスリート委員会規程第３条において委員選出基準が規定されている。 現任のアスリート委員会委員の選考は、令和７年６月（役員改選期）に行い、任命されている。 【審査基準（3）について】 アスリート委員会規程第８条において、全剣連執行部は１年に１回以上委員会の意見を聞くことを義務付けており、これにより委員会意見を組織運営に反映させている。なお、委員会には副会長1名及び専務理事が出席している。また、剣道研究会においてアスリート委員会の活動報告も行っている。	22.アスリート委員会規程 23.令和８年度アスリート委員会名簿
7	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（2）理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	【審査基準（1）について】 「評議員及び役員選任規則」により「地域区分２１名、組織区分５名、これ以外１４名以内」合計４０名の理事で理事会を構成している。 理事は、それぞれ様々な分野や立場から就任していただいているほか、理事会は年３回以上開催されており、出席率はほぼ毎回90％以上である。加えて、各理事は原則専門委員会に所属することとしており、専門委員会と理事会の連携や意思疎通を円滑にさせる役割を担うとともに、理事会における質疑応答、議論に備えることとなり、理事による業務執行の監督等適切なガバナンス機能に寄与している。 以上の観点から、理事４０名は適切な規模と実効性を確保している。	19.令和８年度役員名簿 20.評議員及び役員選任規則

（様式５）　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
8	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（3）役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	【審査基準（1）について】 役員定年制としては、「評議員及び役員選任規則」で、役員選任時の年齢を８０歳未満とした年齢制限を定めている。 剣道は「生涯剣道」を標榜しており、実際９０歳を超えて稽古をしている剣道家も多数いる。京都演武大会（例年５月）では８０歳、９０歳の剣道家も多数出場し、八段選手権、東西対抗では６０歳代の剣道家が出場するなど、他スポーツと比べ、高齢となっても現役として活躍している。 また、全剣連役員は無報酬であることから、役員として活動できるのは、本職の定年（６５歳前後）以降であることがほとんどである。 これらのことから、上記のような年齢制限を定めた。	20.評議員及び役員選任規則
9	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（3）役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	【審査基準（1）（2）について】 「評議員及び役員選任規則」で、役員の在任期間を連続して１０年（再任回数５回）を超えないという再任制限を定めている。またガバナンスコードが改定され「最長期間に達した者については、再び選任されるまでに必要な経過期間（少なくとも任期2期分）を合わせて定めることが求められる」と厳格化されたため、２期４年にすべく、令和７年１１月の理事会で「評議員及び役員選任規則」の改定を行った。	20.評議員及び役員選任規則
			【例外措置または小規模団体配慮措置】 ガバナンスコードが改定され、明確に条件が示されたため、令和７年１１月の理事会で次の通り「.評議員及び役員選任規則」の改定を行った。 （再任制限） 第９条 １　役員であった期間が通算して１０年に達した者は、再び役員に選任されることができないものとする。ただし、役員でなかった期　間が連続して４年以上ある者については、その期間より前に役員であった期間は、在任期間に通算しない。 ２　次の者は、継続して役員を務めることが不可欠であると役員候補者選考委員会が判断した場合、前項の在任期間の制限を超えて２期４年（ただし、前条第２項の適用がある者については１期２年）まで継続して役員に選任されることができる。 ア　国際剣道連盟及び国際的な連盟の役員 イ　中長期基本計画等に定めた目標である競技力向上、試合審判ルールの確立及び指導等に当たる役員 ３　本条の適用を受ける者であっても、役員退任後４年間を経過した場合は、役員であった経歴がないものとする。	
10	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（4）独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	【審査基準（1）（2）（3）について】 ガバナンスコードが改定され、役員候補者選考委員会の構成員についても明確化されたため、令和７年１１月の理事会で次の通り「評議員及び役員選任規則」の改定を行った。 評議員及び役員選任規則第７条第2項に基づく役員候補者選考委員会の構成と運営 第１　構成 １　組織 本委員会は、委員5人により組織する。 ２　委員 委員は、原則として以下の区分に従って理事会の決議に基づき会長が委嘱する。 ①外部理事　１人（推薦区分が地域区分及び組織区分以外の者）　②女性理事　１人　③監事　１人　④評議員　１人 ⑤学識経験者　１人	20.評議員及び役員選任規則
11	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（1）NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	【審査基準（1）について】 評議員、役職員、委員会委員、全剣連会員については、倫理規程第３条及び第４条に「基本的責務」「遵守事項」として法令遵守及び全剣連諸規程、並びに社会規範上の不適切な行為を行わない旨を記載し、同第５条で違反した際の処分等について定めている。 さらに職員については、就業規則第５章に「服務規律」として遵守事項、並びに禁止事項を記載し、同第３８条で違反した際の懲戒について別途定めている。 加盟団体については、会員規則第３条に「団体会員の責務」として、遵守する事項を記載している。	24.倫理規程 25.倫理に関するガイドライン 26.職員就業規則 27.会員規則

（様式５）　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
12	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	【審査基準（1）について】 『定款』及び『評議員会規則』、『理事会規則』、『会員規則』『監査規則』、『専門委員会規則』、『決裁及び専決に関する内規』、『会計規則』、『事務局規程』、等を制定している。	28.定款 29.評議員会規則 30.理事会規則 27.会員規則 31.監査規則 32.専門委員会規則 33.決裁及び専決に関する内規 34.会計規則 35.事務局規程
13	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	【審査基準（1）について】 『事務処理規程』及び『文書取扱規則』、『個人情報保護規程』、『通報制度運用管理規程』、『倫理委員会規程』等を制定している。	36.事務処理規程 37.文書取扱規則 38.個人情報保護規程 39.通報制度運用管理規程 40.倫理委員会規程
14	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	【審査基準（1）について】 『評議員及び役員の報酬に関する規程』及び『職員就業規則』、『職員賃金細則』、『退職金支給率表』を制定している。	41.評議員及び役員の報酬に関する規程 26.職員就業規則 42.職員賃金細則 43.退職金支給率表
15	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	【審査基準（1）について】 『定款』の第２章において財産及び会計について定めているほか、『財産管理規則』及び『運営強化積立資産細則』、『退職給付引当資産細則』、『特定費用準備資金等取扱規程』、『寄付金取扱規則』を制定している。	28.定款 44.財産管理規則 45.運営強化積立資産細則 46.退職給付引当資産細則 47.特定費用準備資金等取扱規程 48.寄付金取扱規則
16	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	【審査基準（1）について】 会費納入については、『会員規則』及び『特別団体会員会費一覧表』で定めている。収入の大半を占める審査料・登録料については、『称号・段級位審査規則細則』で定めている。この他の収入源として企業協賛を行っており、『企業協賛要綱』を作成し、企業協賛の推進を行っている。	27.会員規則 49.特別団体会員会費一覧表 50.称号・段級位審査規則細則 51.企業協賛要綱
17	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（3）代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	【審査基準（1）（2）（3）について】 『代表選手選考規則』により、代表選手選考委員会を開催し、対象大会の試合結果・試合内容及び強化訓練講習会における試合内容・評価により代表選手を選考しており、公平かつ合理的な選考及び選手の権利保護を担保している。また、副会長及び主要常任理事からなる『代表選手選考委員会名簿』を公表している。	52.代表選手選考規則 53.代表選手選考委員会名簿
18	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（4）審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	【審査基準（1）について】 『剣道審判員選考規則』を制定し、合理的な選考を行っている。選考方法は、まず試合審判委員会が、剣道審判法中央講習会で認定された者から、審判員候補者名簿を作成する。その後、剣道審判員選考委員会が開催され、過去の審判履歴、人物等を総合的に評価し、審判員を選考している。剣道審判員選考委員会は、副会長、常任理事で構成され『剣道審判員選考委員会名簿』は公表している。	54.剣道審判員選考規則 55.剣道審判員選考委員会名簿

（様式５）　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
19	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（5）相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	【審査基準（1）について】 『法律事務所と顧問契約』を締結している。 【審査基準（2）について】 担当役職員は、法的知識の確保のため、全剣連が実施する研修のほかに、外部の各種研修会にも積極的に参加している。	56.法律顧問契約書 57.法務研修会開催案内
20	［原則4］コンプライアンス委員会を設置すべきである。	（1）コンプライアンス委員会を設置し運営すること	【審査基準（1）（2）について】 『倫理委員会規程』を制定し、倫理委員会の役割についてい明確に定めている。また、倫理委員会は、定期的（原則年３回）に開催し、『倫理委員会議事録』を作成している。 【審査基準（3）について】 女性委員を配置している。	40.倫理委員会規程 58.倫理委員会名簿
21	［原則4］コンプライアンス委員会を設置すべきである。	（2）コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	【審査基準（1）について】 倫理委員会委員には弁護士を配置している。	58.倫理委員会名簿
22	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（1）NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	【審査基準（1）について】 コンプライアンス研修を計画・実施している。研修対象者（役職員・選手・指導者・審判員他）については『コンプライアンス研修（実績・計画）』に記載している。 テーマ ①コンプライアンスの重要性 ②倫理に関するガイドラインの理解 ③ハラスメント防止	59.コンプライアンス研修（実績・計画） 60.コンプライアンス研修資料① 61.コンプライアンス研修資料② 62.コンプライアンス研修資料③
23	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（2）選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	【審査基準（1）について】 選手向けには「中堅剣士講習会・男女の強化訓練講習会」において、指導者向けには「中央講習会・剣道八段研修会・剣道指導者育成中央研修会・社会体育指導員養成講習会（初級・中級・上級）」において、コンプライアンス研修を計画・実施している。一覧表の『コンプライアンス研修（実績・計画）』に記載している。 テーマ ①コンプライアンスの重要性 ②倫理に関するガイドラインの理解 ③ハラスメント防止	57.コンプライアンス研修（実績・計画） 58.コンプライアンス研修資料① 59.コンプライアンス研修資料② 60.コンプライアンス研修資料③
24	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（3）審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	【審査基準（1）について】 審判員向けには「女子審判法講習会・女子審判研修会・剣道審判法中央研修会」において、コンプライアンス研修を計画・実施している。一覧表の『コンプライアンス研修（実績・計画）』に記載している。 テーマ ①コンプライアンスの重要性 ②倫理に関するガイドラインの理解 ③ハラスメント防止	57.コンプライアンス研修（実績・計画） 58.コンプライアンス研修資料① 59.コンプライアンス研修資料② 60.コンプライアンス研修資料③

（様式５）　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
25	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（1）法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	【審査基準（1）（2）について】 対外的な契約書の確認、相談苦情窓口への対応、各種規程の制定・改定、外部からの法律的な問い合わせ等に対応するため「貝坂通り法律事務所（井口修弁護士）」と『法律顧問契約』を締結しているほか、綱紀委員である「太田茂弁護士（元検事）」とも法務アドバイザー委嘱契約を行い、各種法務問題に対応している。会計処理の適正を確保するため「あずさ監査法人」と『監査契約書』を締結し、会計監査を依頼しているほか、監査報告書を財務諸表に添付している。また、日常的な会計処理の適正の確保、税務申告の相談・手続き、公益認定等委員会への申告・対応等について、久保直樹公認会計士・税理士と『業務委託契約書』を締結し、業務の円滑化を図っている。	56.法律顧問契約書 63.監査契約書 64.法務アドバイザー委嘱状 65.業務委託契約書
26	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（2）財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	【審査基準（1）について】 『定款』第２章に財産及び会計について定めているほか、『会計規則』『財産管理規則』『運営強化積立資産細則』『退職給付引当資産細則』『寄付金取扱規則』、その他経費規則等を定め、公正な会計原則を遵守するための業務サイクルを確立している。 【審査基準（2）について】 全剣連監事については、弁護士、銀行出身者、大手企業出身者など専門性を有する者を配置し、業務運営全般に関する監査を受けている。 【審査基準（3）について】 財務経理処理については、あずさ監査法人による外部監査を受けるとともに、期中においては、監査法人、監事、執行部とのディスカッションを通じ、財務・経理の業務執行に関する適性性の監査を受けている。	28.定款 34.会計規則 44.財産管理規則 45.運営強化積立資産細則 46.退職給付引当資産細則 47.寄付金取扱規則
27	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（3）国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	【審査基準（1）について】 国庫補助金はスポーツ庁、民間助成金は日本スポーツ協会、日本オリンピック委員会、日本スポーツ振興センターの３団体、合計４団体から受け取っている。倫理に関するガイドラインにおいては補助金に関する事項を定めている。各機関に報告書も提出しており、問題点等は指摘されていない。令和７年度は東京都からの国際大会誘致の助成金を取得した。令和８年も東京都の助成金の取得を予定している。	
28	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（1）財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	【審査基準（1）について】 財務情報等については、「収支予算書」「貸借対照表」「正味財産増減計算書」をホームページにて開示を行っている。また、事務所に開示書類等を備え置き、いつでも閲覧できるようにしている。	
29	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（2）法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	原則３（3）の通り、『代表選手選考規則』を制定し、代表選手の発表と通知を定義している。令和８年５月に東京都で第１回アジア・オセアニア剣道選手権大会が開催された。この代表選手の公表を令和８年３月９日に記者会見として行った。また、この代表選手選考に至る過程として、男女の訓練講習会の内容を広報誌『剣窓』で情報開示している。ホームページにも記者会見の内容を公表している。	
30	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（2）法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式を全日本剣道連盟のホームページに令和７年１０月に公表している。	
31	［原則8］利益相反を適切に管理すべきである	（1）役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	【審査基準（1）について】 『決裁及び専決に関する内規』を定めるほか、重要な契約については、稟議書で確認を行っている。 【審査基準（2）について】 利益相反については、『倫理に関するガイドライン』で定めているほか、『理事会規則』においても規定している。『利益相反防止規程』及び『利益相反ポリシー』も制定している。	33.決裁及び専決に関する内規 25.倫理に関するガイドライン 30.理事会規則 66.利益相反防止規程 67.利益相反ポリシー

（様式５）　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
32	［原則8］利益相反を適切に管理すべきである	（2）利益相反ポリシーを作成すること	【審査基準（1）について】 全剣連の役職員等（利益相反防止規程第２条に定める者）と全剣連との間で生じ得る利益相反を適正に管理するために『利益相反ポリシー』を制定している。	67.利益相反ポリシー
33	［原則9］通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	【審査基準（1）について】 全日本剣道連盟のホームページに「相談苦情窓口」を設置し、公開している。 【審査基準（2）（3）（4）について】 『通報制度運用管理規程』により、守秘義務、情報管理、不利益な取扱いの禁止について、徹底を図っている。 【審査基準（5）について】 各種研修会で『ハラスメントに関する』意識づけを行っている。	66.通報制度運用管理規程
34	［原則9］通報制度を構築すべきである	（2） 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	【審査基準（1）について】 『相談苦情窓口』等で受け付けた通報状況等については、井口顧問弁護士を委員としている倫理委員会に定期的に報告され、必要な指示を受けるなど有識者が関与する運用体制としている。	69.綱紀委員会・倫理委員会等体系図 58.倫理委員会名簿
35	［原則10］ 懲罰制度を構築すべきである	（1）懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの　手続を定め、周知すること	【審査基準（1）について】 『倫理規程』では、第２条で適用範囲（処分対象者）を、第４条で遵守事項（禁止行為）を、第５条で違反による処分等（処分内容及び手続き）を定めている。 『綱紀違反行為及び処分等に関する規則』では、第２章で「綱紀違反行為及び処分等」を、第３章で「綱紀審査及び処分の手続き等」を定めている。 【審査基準（2）について】 『綱紀違反行為及び処分等に関する規則』は、全剣連のホームページで公開し、手続きを周知させている。 【審査基準（3）について】 『綱紀違反行為及び処分等に関する規則』の第１４条第５項で弁明の機会を与える旨を定めている。 【審査基準（4）について】 『綱紀違反行為及び処分等に関する規則』第１５条第５項で、不服申し立ての手続き（スポーツ仲裁機構を利用できる旨）を定めている。	69.綱紀委員会・倫理委員会等体系図 26.倫理規程 70.綱紀違反行為及び処分等に関する規則
36	［原則10］ 懲罰制度を構築すべきである	（2） 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	【審査基準（1）について】 処分を行う場合は、会長が綱紀委員会に諮問し、同委員会の答申に基づき、理事会の決議（評議員会への報告）の後、処分を行うこととなっているため、処分審査は、実質的に同委員会が行っている。 綱紀委員会委員は現在５名で組織されているが、うち４名は全剣連役職員でない専門家である。具体的には、弁護士３名（元裁判官、元検察官、女性弁護士）、行政出身（警察庁）、範士（全剣連審議員）により中立性及び専門性を確保している。 また、委員の選考について内規を定めており、原則、弁護士等の専門家を選任することとなっている。	71.綱紀委員選定基準内規 72.綱紀委員会名簿

（様式５）　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
37	［原則11］選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	（1）NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	【審査基準（1）について】 『綱紀違反行為及び処分等に関する規則』第１５条第５項において、スポーツ仲裁機構の自動応諾条項を採択している旨及びスポーツ仲裁機構を利用できる旨を定めている。 なお、自動応諾条項の採択については、平成２８年３月１６日開催の「平成２８年度第２回理事会」審議事項第３号議案で了承され、平成２９年５月に公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に採択した旨報告している。 【審査基準（2）について】 『綱紀違反行為及び処分等に関する規則』の自動応諾条項の対象事項は、「称号及び段級位の授与に関する決定」を除く、すべての事項が含まれている。また、『代表選手選考規則』にも自動応諾条項を定めている。 【審査基準（3）について】 これらに関する申立期間の制限は設けていない。	70.綱紀違反行為及び処分等に関する規則 52.代表選手選考規則
38	［原則11］選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	（2）スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	【審査基準（1）について】 『綱紀違反行為及び処分等に関する規則』第１５条第５項において「会長は、前項の処分の通知を行うに当たっては、全剣連はスポーツ仲裁機構の自動応諾条項を採択している旨を記載するものとする。」と定めており、処分対象者に通知することとしている。	70.綱紀違反行為及び処分等に関する規則
39	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（1）有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	【審査基準（1）について】 緊急事態への対応は、会長（不在の場合は専務理事）をリスク管理統括責任者とする緊急事態対応体制を『リスク管理規程』で定めている。また、『倫理委員会規程』にて、緊急事態には倫理委員会が所掌することを定めている。 【審査基準（2）（3）について】 『リスク管理規程』及び『綱紀違反行為及び処分等に関する規則』、『倫理委員会規程』で、不祥事対応の一連の流れを定めている。 【審査基準（4）について】 『倫理委員会規程』で、不祥事案件の外部調査委員会の所管を定めている。	73.リスク管理規程 70.綱紀違反行為及び処分等に関する規則 40.倫理委員会規程
40	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（2）不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	【審査基準（1）について】 『綱紀違反行為及び処分等に関する規則』において、団体会員（都道府県剣連）から不祥事に関する綱紀処分の申し立てがあった場合、会長は綱紀委員会に諮問する。都道府県剣連以外からの申し立て等（全剣連自ら必要と認めた場合を含む）の場合、全剣連は専務理事を議長とする諮問予備審査会を設置し、特別諮問の要否を会長に答申する。 綱紀委員会は、諮問を受け、事実調査、原因究明、処分内容、再発防止策を検討し、会長に答申する。会長は、答申を受け、処分等を実施する。なお、処分には理事会の承認が必要となっている。 以上のとおり、不祥事が発生した場合の調査体制は、諮問を受けた綱紀委員会が中心となる体制を構築している。 令和８年３月に綱紀処分を行った。 この綱紀処分は、綱紀委員会規則（旧改正前）第６条第１項に基づく佐賀県剣道連盟からの綱紀処分申立を受け、同規則第７条第１項により綱紀委員会に一般諮問され、令和７年７月から審査が開始された。裁判資料の取得、処分対象者への連絡及び陳述書の提出依頼等を経て、令和８年２月に綱紀委員会から「称号・段位の剥奪」「称号・段位証書の返還」「登録禁止」「７年間の復活決定の申立ての禁止」の『意見書』が提出された。これに基づき、会長は令和８年３月５日の「令和７年度 第２回理事会」において、第７号議案で処分対象者の綱紀処分について審議し、出席理事の全員の承認により綱紀処分は了承された。この理事会の決議を経て、対象処分者に日本スポーツ仲裁機構の自動応諾条項を採択している旨を記載した『処分決定通知書』を送付した。その後の令和８年３月１７日の評議員会で報告を行った。	70.綱紀違反行為及び処分等に関する規則 74.綱紀委員会規則（改正前旧規則） 75.綱紀委員会への一般諮問書 76.綱紀委員会意見書 77.令和７年度第２回理事会（令和８年３月）議事録 78.処分決定通知書

（様式５）　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
41	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（3）危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	【審査基準（1）について】 「綱紀問題」が発生した際は、綱紀委員会による事実調査、原因究明、処分内容の検討を行っている。同委員会は、常設であり、委員は、１名の剣道範士を除き、弁護士（元検事・元裁判官を含む）、行政出身者等外部有識者で構成する外部調査委員会である。 過去４年以内に、危機管理及び不祥事対応の外部調査委員会は開催していない。	70.綱紀違反行為及び処分等に関する規則 72.綱紀委員会名簿
42	［原則13］地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	（1）加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	【審査基準（1）について】 『定款』及び『会員規則』等において定めている。 【審査基準（2）（3）について】 地方代表団体から関係者を招集し「専務理事・理事長会議（２月）」「事務局長会議（４月）」を毎年定期的に開催し、状況報告、情報交換、運営指導、助言及び支援を行っている。また、「地区代表者会議」も不定期ではあるが開催している。全国の47都道府県剣道連盟は、公益法人が4法人、一般法人が26法人となっており、残る17の連盟が法人組織となっていないため、全剣連として法人化を支援していく。	28.定款 27.会員規則 79.地方組織との関係図
43	［原則13］地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	（2）地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	【審査基準（1）について】 地方代表団体から関係者を招集し「剣道中央講習会」を毎年定期的に開催し、情報交換、指導、助言及び支援を行っている。	80.令和８年度剣道中央講習会要項